

「患者団体との協働に関する行動指針」

大鵬薬品工業株式会社
2013年4月1日策定
(2024年10月1日改定)

大鵬薬品工業株式会社（以下、当社）は、「私たちは人びとの健康を高め 満ち足りた笑顔あふれる 社会づくりに貢献します。」の企業理念のもと、創業以来、全社一丸となって、世界中の患者さんや生活者の皆様に安心してお使い頂ける高品質な製品の提供、適正な安全性情報の伝達に取り組んで参りました。近年「患者参加型医療」の重要性が認識され、その実現に向けた取り組みが各方面で検討・実施されてきております。製薬企業としても、創薬段階から市販後における医薬品の適正使用推進や安全対策に至るまで、医薬品と患者さんが関わるあらゆる場面において、患者さんやそのご家族のニーズや悩みを理解して対応することの必要性を認識し、患者団体*1と積極的かつ継続的に協働*2する機会が増えてきています。

このような状況を踏まえて、当社は、「患者団体との協働に関する行動指針」を策定しました。

協働に際しては、日本製薬工業協会（以下、「製薬協」）で定める「製薬協企業行動憲章」「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」「製薬協コード・オブ・プラクティス」「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」「患者団体との協働に関するガイドライン」「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」等を遵守し、高い倫理性に基づいた透明性の高い企業行動を実施し、社会からの信頼と共感を得られるよう行動します。

1. 相互理解

当社および日本国内のグループ会社（以下、総称して「大鵬グループ」）は、患者団体との協働を、それぞれの見解や判断を尊重した相互理解のもとに行います。

2. 信頼関係の構築

大鵬グループは、患者団体と対等な関係で信頼関係を構築し、共通の目的の実現に向けてそれぞれの役割を果たします。

3. 患者団体の独立性の尊重

大鵬グループは、患者団体の活動方針や運営に関して、主体性と独立性を尊重します。

4. 透明性の確保

大鵬グループは、患者団体に提供している金銭的支援等*3について、当社の「企業活動

と患者団体の関係の透明性に関する指針」に則り、適正な情報公開を行います。

5. 書面等による合意

大鵬グループは、患者団体との協働における活動項目や資金提供等について、実施前に目的・内容等について書面等による契約または合意を取り交わし、記録を残します。

6. 適正な情報提供

大鵬グループは、患者団体に対し、関連法規等に則り情報を提供します。

7. 製品の広告・宣伝の禁止

大鵬グループは、患者団体に対し、医療用医薬品の広告・宣伝を行いません。

8. 影響力行使の禁止

大鵬グループは、患者団体に対し、企業の利益のために患者団体が作成する資料・出版物・ウェブサイト・SNSの内容、発言等に影響力を行使することを行いません。

9. 資金源の多様性の推奨

大鵬グループは、単独の資金提供者となることを条件とする支援は行いません。患者団体が活動のための資金を複数の提供元から調達することを推奨します。

10. 適正な支援

大鵬グループは、患者団体に対する支援にあたって、適切な水準・範囲に限ります。患者団体の行う会合等については、その目的に対して相応しいものであることを確認した上で適正に支援します。

11. 個人情報の管理・保護

大鵬グループは、患者団体との協働において、患者および患者支援者のプライバシーを尊重し、個人情報保護法等の関連法令を遵守し、協働活動を通じて知り得た個人情報を適正に管理・保護します。

*1 患者団体とは、「患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに療養環境の改善を目指し、原則として定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者団体および患者支援団体」をいいます。但し、法人格の有無、設立形態は問いません。

*2 協働とは、大鵬グループと患者団体とが、対等の立場で力を合わせて活動することです。交流、支援から共有の課題解決を目指す活動まで、幅広い範囲の活動をいいます。

*3 金銭的支援等とは、寄付金等の直接的資金提供、講演会等に伴う間接的資金提供、講師謝金等の謝礼および患者団体への労務提供を指します。当社の「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針」公開対象を参照ください。